

鳥取県公報

昭和二十七年三月十一日
第二千二百九十三号

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

目次

- ◇ 條例
鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部改正
鳥取県指定農産物移出取締條例の廃止
恩給法の一部を改正する法律附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続
- ◇ 規則
鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続
- ◇ 告示
鳥取県有害鳥獸駆除奨励金交付要綱の一部改正
巖村長候補者の資格確認申請期日指定
庄内村長
七ヶ堰普通水利組合の組織変更認可
建築代理業者の登録取消
卸売販売業者を登録台帳に登載
卸売販売業者の登録所の所在地
本高土地改良区より理事の住所、氏名届出
富桑耕地整理組合の組織変更認可

條例

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県條例第七号

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例（昭和二十四年三月鳥取県條例第六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「五万円」を「六万五千元」に、「二十五万円」を「三十三万円」に、「三十万円」を「三十九万五千元」に、「三十五万円」を「四十六万円」に、「四十五万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を

「七十八万円」に改める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 この條例施行の際現に改正前の鳥取県吏員等恩給條例臨時特例第三條の規定により退職料の一部の停止を受けている者の昭和二十七年六月分までのその恩給の停止額については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において同條の適用については、その者の恩給の年額は、第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の年額による。
- 3 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた退職料、増加退職料又は扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額をその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の假定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。
- 4 前項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額

假定俸給年額

四六、二〇〇	五五、二〇〇
四八、〇〇〇	五七、〇〇〇
四九、八〇〇	五八、八〇〇
五一、六〇〇	六〇、六〇〇
五三、四〇〇	六二、四〇〇
五五、二〇〇	六四、二〇〇
五七、〇〇〇	六六、〇〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、八〇〇
六二、四〇〇	七三、二〇〇
六四、二〇〇	七五、六〇〇
六六、〇〇〇	七八、〇〇〇
六八、四〇〇	八〇、四〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇

七三、二〇〇	八五、二〇〇	一二六、〇〇〇	一五一、二〇〇
七五、六〇〇	八七、六〇〇	一二九、六〇〇	一五六、〇〇〇
七八、〇〇〇	九〇、六〇〇	一三三、二〇〇	一六二、〇〇〇
八〇、四〇〇	九三、六〇〇	一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
八二、八〇〇	九六、六〇〇	一四〇、四〇〇	一七四、〇〇〇
八五、二〇〇	九九、六〇〇	一四五、二〇〇	一八〇、〇〇〇
八七、六〇〇	一〇三、二〇〇	一五〇、〇〇〇	一八六、〇〇〇
九〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇	一五四、八〇〇	一九二、〇〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇	一五九、六〇〇	一九九、二〇〇
九七、二〇〇	一一五、二〇〇	一六四、四〇〇	二〇六、四〇〇
一〇〇、八〇〇	一二九、四〇〇	一七〇、四〇〇	二一三、六〇〇
一〇四、四〇〇	一二三、六〇〇	一七六、四〇〇	二二〇、八〇〇
一〇八、〇〇〇	一二七、八〇〇	一八二、四〇〇	二二八、〇〇〇
一一一、六〇〇	一三二、〇〇〇	一八八、四〇〇	二三五、二〇〇
一一五、二〇〇	一三六、八〇〇	一九四、四〇〇	二四四、八〇〇
一二八、八〇〇	一四一、六〇〇	二〇〇、四〇〇	二五四、四〇〇
一二二、四〇〇	一四六、四〇〇	二〇六、四〇〇	二六四、〇〇〇

二二二、四〇〇	二七三、六〇〇	三七二、〇〇〇	四九四、四〇〇
二一九、六〇〇	二八三、二〇〇	三八四、〇〇〇	五一〇、〇〇〇
二二六、八〇〇	二九二、八〇〇	三九六、〇〇〇	五二八、〇〇〇
二三四、〇〇〇	三〇二、四〇〇	四〇八、〇〇〇	五四六、〇〇〇
二四一、二〇〇	三一四、四〇〇	四二〇、〇〇〇	五六四、〇〇〇
二四九、六〇〇	三二六、四〇〇	四三二、〇〇〇	五八二、〇〇〇
二五八、〇〇〇	三三八、四〇〇	四四四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
二六六、四〇〇	三五〇、四〇〇		
二七四、八〇〇	三六三、六〇〇		
二八三、二〇〇	三七六、八〇〇		
二九一、六〇〇	三九〇、〇〇〇		
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇		
三一二、〇〇〇	四一六、四〇〇		
三二四、〇〇〇	四三二、〇〇〇		
三三六、〇〇〇	四四七、六〇〇		
三四八、〇〇〇	四六三、二〇〇		
三六〇、〇〇〇	四七八、八〇〇		

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百九十四倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四四四、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十二倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

鳥取県指定農産物移出取締條例を廃止する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県條例第八号

鳥取県指定農産物移出取締條例を廃止する條例

鳥取県指定農産物移出取締條例を廃止する條例（昭和二十三年十一月鳥取県條例第七十八号）は廃止する。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十七年一月三十一日から適用する。

規 則

恩給法の一部を改正する法律附則第三項に規定する恩給の改定に関する手續をここに公布する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第十号

恩給法の一部を改正する法律附則第三項に規定する恩給の改定に関する手續

第一條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「改正法律」という。）附則第三項の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料（以下「改定すべき恩給又は扶助料」という。）であつて鳥取県知事が裁定するものの改定手續については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十七年三月十一日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

第三條 前條の新証書は、権利者の請求を待たずに調製し、支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條の新証書の交付を受けた権利者は、速かに従前の恩給証書を支給庁を経由して鳥取県知事に返還しなければならない。

第五條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十七年

年三月十一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 改正法律附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続については、この規則に別段の定のない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和二十五年六月鳥取規則第四十三号)は、廃止する。

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続をここに公布する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第十一号

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続

第一條 鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を改正する條例(昭和二十七年三月鳥取県條例第七号。以下「改正條例」という。)附則第三項の規定により改定すべき退隱料、増加退隱料又は扶助料(以下「改定すべき退隱料又は扶助料」という。)の改定手続については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき退隱料又は扶助料であつて昭和二十七年三月十一日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

第三條 前條の新証書は、権利者の請求を待たずに調製し、支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條の新証書の交付を受けた権利者は、速かに従前の恩給証書を支給庁を経由して鳥取県知事に返還しなければならない。

第五條 改定すべき退隱料又は扶助料(あつて昭和二十七年三月十一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 改正條例附則第三項に規定する恩給の改定に関する手続については、この規則に別段の定のない事項については、鳥取県吏員等恩給條例施行細則(昭和十四年二月鳥取県條例第二号)を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例附則の規定により改定すべき恩給の改定手続(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十八号)は、廃止する。

告 示

◇鳥取県告示第百十一号

鳥取県有害鳥獸駆除獎勵金交付要綱(昭和二十五年二月鳥取県告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二項中「別表一」を「別表」に改める。
第三項中「いのしし」の下に「のうさぎ」を加える。
第四項中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

別表第一を次のように改める。

別 表

番号	有害鳥獸の種類	獎勵金	交付條件
1	いのしし	一頭に対し五〇〇円	捕獲数は所轄地方事務所長の確認を得ること
2	のうさぎ	五〇円	"
3	からす	一羽に対し二〇円	"
4	すずめ	二円	"

様式第一号を次のように改める。

別記様式

有害鳥獸駆除獎勵金交付申請書

有害鳥獸の種類	員数	単価	金額	捕獲区域	捕獲期間	備考
ソシ						
のうさぎ						
からす						
すゝめ						
計						

右の通り有害鳥獸を駆除したから奨励金を交付して下さるよう申請します。

昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取県知事 殿

附 則

この要綱は昭和二十六年度分の奨励金から適用する。

◇鳥取県告示第百十二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡嚴村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日とすの用に指定す

昭和二十七年三月十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十七年三月十二日から
同 年三月十六日まで

◇鳥取県告示第百十三号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡庄内村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十七年三月十二日から
同 年三月十六日まで

◇鳥取県告示第百十六号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、七ヶ堰普通水利組合の組織を変更して、七ヶ堰土地改良区となることについて、昭和二十七年二月二十九日認可した。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録 登録 番号 年月日

本 現 籍 住 所

15 昭和 26.7.1 鳥取県東伯郡下北條村大字田井二一〇 倉吉町大字住吉町九八

◇鳥取県告示第百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第二十條第一項の規定により次の者を卸売販売業者登録台帳に登録した。

昭和二十七年三月十一日

◇鳥取県告示第百十八号

建築代理業者名簿から次の者の登録を昭和二十七年二月一日取り消した。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

氏 名 業 務 管 理 者

河田工務店 河田 勉 三 二級建築士 河田 勉 三

鳥取県知事 西 尾 愛 治

代表者氏名

名 称

營業所又は主たる事務所の所在地

- 足鹿 寛 鳥取県販売農業協同組合連合会
- 井上 安栄 鳥取県東部米穀卸協同組合
- 中嶋 市治 鳥取県米雜穀卸協同組合
- 中嶋 長太郎 中嶋精麦製粉株式会社
- 小綿 寅雄 鳥取県中部米穀卸協同組合
- 近池 利勝 東伯郡販売農業協同組合連合会
- 松 永延 衛 鳥取県西部米穀卸協同組合
- 葛谷 治市 米子米雜穀卸有限公司
- 柳沢 愛之助 鳥取県パン協同組合
- 長田 鶴子 鳥取県生麵茹麵商工業協同組合

- 鳥取市東品治町一九ノ五
- 吉方七八九
- 東品治町一九一
- 東伯郡倉吉町新町三丁目二、二八九
- 明治町一、〇三三ノ一
- 米子市西町二一
- 立町三丁目一二
- 鳥取市今町二丁目二五
- 藪片原町五〇

◇鳥取県告示第百二十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)による卸売販売業者の登録所の所在地は次のとおりである。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地

- 鳥取市役所 鳥取市西町二九〇
- 米子市役所 米子市中町二〇
- 岩美地方事務所 鳥取市東町一
- 八頭地方事務所 八頭郡那家町那家
- 気高地方事務所 気高郡浜村町勝見

東伯地方事務所
西伯地方事務所
日野地方事務所

東伯郡倉吉町仲之町
米子市東町九七
日野郡根雨町根雨

◇鳥取県告示第百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八條第九項の規定により、気高郡東郷村本高土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏 名 住 所

- 松本 延二 気高郡東郷村大字本高
- 河原 豊
- 河原 重三郎
- 小松 龍太郎
- 増田 信太郎
- 河原 美一

◇鳥取県告示第百二十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第百九十六号)第五條第二項の規定により、富桑耕地整理組合の組織を変更して、富桑土地改良区となることについて、昭和二十七年三月五日認可した。

昭和二十七年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治